

議案第 13 号

守谷市中小企業事業資金融資あっ旋条例の一部を改正する条例

守谷市中小企業事業資金融資あっ旋条例（昭和 60 年守谷町条例第 19 号）
の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

守谷市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例
守谷市中小企業事業資金融資あつ旋条例（昭和60年守谷町条例第19号）
の一部を次のように改正する。
第8条中「7年」を「10年」に改める。
別紙を次のように改める。

別紙(第 11 条関係)

市町村金融（ 自 振 治 興 金 融 融 ） 借入申込書

年 月 日

守谷市長

宛て

住 所

氏 名

代表者

営業所

金 額	円
期 間	箇月
希 望 銀 行	
返 済 方 法	月賦 一括 その他
金 融 機 関 所 見 欄	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の守谷市中小企業事業資金融資あっ旋条例第 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に融資のあっ旋の申込みをする者について適用し、同日前に融資のあっ旋の申込みをした者については、なお従前の例による。

提案理由（議案第 13 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市内の中小企業者に対し、事業資金の融資保証のあっ旋をしている自治金融及び振興金融の融資保証あっ旋期間の最長限度について、茨城県信用保証協会における保証期間の最長限度が変更となるため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市中小企業事業資金融資あっ旋条例新旧対照表

改 正	現 行
(融資保証あっ旋の期間の最長限度) 第8条 この条例によって融資保証をあっ旋する期間の最長限度は、次のとおりとする。 (1) 振興金融 設備資金<u>10年</u> 運転資金<u>10年</u> (2) 自治金融 設備資金<u>10年</u> 運転資金<u>10年</u> 別紙(第11条関係) 【別記1 参照】	(融資保証あっ旋の期間の最長限度) 第8条 この条例によって融資保証をあっ旋する期間の最長限度は、次のとおりとする。 (1) 振興金融 設備資金<u>7年</u> 運転資金<u>7年</u> (2) 自治金融 設備資金<u>7年</u> 運転資金<u>7年</u> 別紙(第11条関係) 【別記2 参照】

別記 1 (改正)

別紙(第 11 条関係)

市町村金融（ 自 振 治 興 金 融 ） 借入申込書

年 月 日

守谷市長

宛て

住 所

氏 名

代表者

営業所

金 額	円
期 間	箇月
希 望 銀 行	
返 済 方 法	月賦 一括 その他
金 融 機 関 所 見 欄	

別記 2 （現行）

別紙(第11条関係)

市町村金融（自治金融）借入申込書
市町村金融（振興金融）

年 月 日

守谷市長 宛て

住 所

氏 名

代表者 印

金 額	円			
期 間	箇月			
使 途				
返 済 方 法	月賦 一括 その他			
担 保				
保 証 人	氏 名		住 所	
希 望 銀 行				
添 付 書 類	信用保証委託申込書 信用保証委託契約書			
そ の 他				